

### 三重県環境影響評価委員会小委員会

#### 一 (仮称) 三重県 (鳥羽市) 太陽光発電所新築工事用地造成事業に係る簡易的環境影響評価書一 調査審議概要

日時：平成30年11月15日 (木) 9:30～

場所：吉田山会館 2階 206会議室

**委員：**騒音についての予測がされていますが、国道から対象地域に入っていく道については、何も予測等が無かったように思うのですが、そのあたりにある住宅の道に工事関係の車両が通る事になると思いますので、国道ではなく国道から計画地に行くまでの騒音の予測について、1つ教えていただきたいと思います。

それから騒音の LAeq の計算ですが、夜間は設備機器稼働している時間は大変短い訳です。1時間ちょっとだと思いますが、それで夜間のレベルが 36dB と P6-45 で予測されておりますが、設備機器が動いているだけであればもっとレベルが高くなると思いますが、そのあたりの数値が分かれば教えていただきたいと思います。それから病院などもありましたが、それは十分離れていると考えていいのでしょうか。

**事業者：**3点ご質問いただきました。1点目は、一般車両が通るルートとして予測評価している形ですので、前面の道路の機能データ、このデータに基づいて、まずは予測評価をしたというところでおっしゃるとおりそこから住宅地の方にかけて事業地域の中に入っていく、というルートになりますので、要するにあまり交通量がないところにこういった車両が入っていく、という状況になりますので、こちらはご想像どおり、前面の道路よりもインパクトが大きいということになると思います。こういった状況で、どちらかといいますと地元の方との協議、ご理解ご相談という中で処理していくべき内容に近いのかなという事もありますし、リスク評価としては、基準値がない地域ですので、実際には参照値などとの比較になるかと思いますが、実際に比較をした場合、実施者側として対応すべき内容かなと、どうしても走らなければ通れない場所という事でご理解いただいた上で、やらせていただくという形のものであるかと考えております。実際にはおっしゃるとおりインパクトがこちらの方が大きいとはなるかと思えます。

**委員：**そう思います。

**事業者：**地域の方々からも同じような意見をいただいておりますので、もう少し検討させていただくと思います。

**委員：**検討して、それはもう避けられない事ですよ、そこを通る事が。

**事業者：**そうですね、今の計画の中ではそうなっておりますので。

**委員：**じゃあ、いついつにこれだけ通りますよ、という事を住民の方にご説明してご理解いただくという方針ですか。

**事業者：**そうですね。そういった形で時間帯の指定や、この期間こういった台数走りますという事のご相談、ご了解という形での協議になると思っております。

**委員：**通学時間帯を避けていただくとか。

**事業者：**そうですね。勿論それが一番大事だと思いますので、予測評価として、例えば数値としてどれくらいになるかというのも出した方が分かりやすいという事であれば、そういったものもやりたいと思っております。

**委員：** 数値も出していただいた方がいいと思います。

**事業者：** 考えさせていただきたいと思います。もう1件いただいております夜間のパネルの稼働時の音についてですが、こちらの方は夜間の時間帯は、22時から朝の6時までになりますので、夜間といましてもその前から暗いので、太陽光パネルが動いていない時間も入っているのですが、朝方に稼働するであろう時間の分だけ入れて夜間の時間としている、という数値の作り方になっておりますので、例えばパネルが夜間に動いてるところだけの時間を抜き出した、という形にはなっておりません。仮に抜き出したとしたら昼間と同じような数値となり、夜間としての時間帯でも動いている時間は、お昼の時間帯で予測してる数値がここに入ると。

**委員：** 43dB くらい、その時間帯は出ていると。

**事業者：** そうですね。その時間帯にはそうなると思います。

**委員：** 環境基準値よりは低い。

**事業者：** そうですね。迫ってはいますが。

**委員：** 明るい時間だけだからあまり睡眠に影響しないと思ってよろしいでしょうか。

**事業者：** そうですね、その時間に寝られてる事はあまりないと考えています。

**委員：** 分かりました。病院は関係ないですか。300m 位の所にある。

**事業者：** 今回予測地点としては直近の住居を対象に予測させていただいておりますので、病院等になりますと、国道沿いの位置まで離れますので、予測値としてはかなり低い数値になるかと思えます。国道沿いなので環境の騒音のレベルもだいぶ変わると思えます。それも含め、直近の住居で予測しています。

**委員：** 分かりました。資料 P6 で騒音、振動に関して、工事の実施と書いてありますが、施設の供用もここに入れておいた方がよいのではないのでしょうか。

**事業者：** この項目には入っておりません。ありがとうございます。

**委員：** 水の観点からいくつか質問したいと思います。幹事意見でもかなり書いてあるのですが、西側の谷に結構奥行きがあります。計画地の上流にも結構谷があり、調整池が東側にはあるのですが、西側の大きな谷のところにはないというのが非常に不安です。地下水の流れが予測できないと書いてありますが、シミュレーションはできるのではないかと思います。それがないと中々質問しづらいです。計画地外の上流に奥行きがありますよね。そこから流れてくる水は計画地の中でどういう形の流れ方になるのでしょうか。

**事業者：** 今のところ、考え方としては、調整池には入れられないので、後背地の山側で一旦受けるような形で雨水を受けて、それを雨水排水の様な形で、調整池を介さないで、調整池の横を通してダイレクトで流すというように考えております。後背地の水については、調整池には入れないと考えております。

**委員：** 一度上流側で止めるというのは、そこにも調整池を造るという事ですか。

**事業者：** 調整池ではなく、沢筋の所が盛土になってきますので、そこで一旦受けます。その水を暗渠で下流に運んで行って迂回させるというふうな流れです。ただしこれは今後県との協議の中で、場合によっては、下流の河川の比流量が非常に悪いので、後背地は調整池の区域外ではあるのですが、比流量を調整して調整池に入れなさいという指導がある可能性はあります。今のところは別でと考えてますが。

**委員：**現状で地下水と河川水の合流の状況がどうなっているのかがある程度分からないと、計画地が地下水の涵養域なのか流出域なのかをきちんと把握しないと、下流域の湿地の維持のあり方とか、水の出方が違うと思いますが、今後考慮して工事される予定はありますか。

**事業者：**まず西側のエリアは確かに調整池がないのですが、沢筋にいわゆる暗渠排水を入れます。これは従来どおり今の沢筋に水を出す予定です。また、ため池が一か所あります。調整池に入れてしまいますと、全部ため池の流水をカットするようになりますので、例えばどこかで分土工を設けて、必要な流量は常にそちに流すとか、地元のため池を管理されてる方との協議になります。場合によっては、分土工を造って、一定の水量を常にため池側に供給し、大雨が降ったらそれをオーバーして調整池に入るような仕組みは検討する必要があると思っております。

**委員：**その分土工を造るとするのは運用開始後の事ですね。

**事業者：**はい。

**委員：**上流の水はそういう形で対応していただけるという事ですね。また、幹事意見のP4、分土工について書かれているのですが、東側の調整池は、造成地の外に水をためて濁水が出ないようにするための調整池ですね。そうすると西側の方が谷は大きいですが、調整池が無く、分土工を造るのが運用開始後という事だと、そちら側を造成している時に谷筋から流れてくる濁水は、そのまま下流に流れるのじゃないかと思うのですが、どう対応されますか。

**事業者：**西側の沢に調整池が要るのでは、というご指摘を治山林道課から受けております。配布資料P4の計画図で、緑色の部分が盛土です。その一番左側に法面がありまして、擁壁を設けます。ここは工事の最初に構築して、まず沢を堰き止める。東側の本設の調整池との兼ね合いにもよるのですが、堰き止めたところを工事中の仮設調整池として使いながら、だんだん造成を進めていくというような形になります。西側の方は調整池がないので、重力式堰堤を造って、その後背地を仮設で調整池代わりに使うという事を工事中の防災計画として立案しなければいけないと思っております。

**委員：**西側の方の谷の方が大きそうなので、むしろこちらのほうが懸念材料ですので、ぜひお願いしたいと思います。

あと、涵養の話です。表面になるべく浸透しないものを置かないということですが、浸透させすぎると地盤が弱くなり土砂災害のおそれがあると幹事からも指摘がありますが、そのあたりは暗渠でパイプを通して集水させて、調整池に流し込むという事でよろしいですか。

**事業者：**いわゆる施設用地の所については、おそらくオープンになります。小段が5mごとになり、作業通路も兼ねますので、そこに東西方向に大きい排水路を計画し、南北、縦方向にも入れなければいけないのですが、基本的にはオープンというふうに考えています。部分的に暗渠になる部分もあるかも知れませんが、原則はオープンで処理したいと思っております。

**委員：**浸透する地面、地表面だと思いますが、コンクリではなくて砂利とか土の様な感じになるという事だとは思いますが、それでも、自然状態、森林のある状態で、腐食土のふわふわの状態とはだいぶ違ってくると思います。転圧をかけるでしょうから。そうすると、浸透度もだいぶ変わってくると思いますので、そのあたりどの程度の雨の時にどの位浸透して、どの位直接流出があるのかというのは、緻密に計算していただいて、その時に浸透した水が地下水となって、どんな形で流れるのかというのは、そのあたりシミュレーションかけていただいて、しっかりと、オープンでも暗渠でもそこは、きちんとやっていただければどちらでもいいと思っておりますので、そのあたりの対応をしっかりとっていただければと思います。

**委員：**地形、地質の方で質問させていただきます。基本的には文献で調べるという事ですが、この計画地の地質調査は何回程度やられていますか。

**事業者：**地質調査は調整池の箇所をやっています。あとは全域踏査をして一応地質報告書という形でまとめています。

**委員：**多くの日数はかけれないという事ですか。

**事業者：**そうですね。調整池はどうしても調査が必要ですので、そこはやりました。それ以外につきましては地質会社に依頼をし、いわゆる踏査をしてもらう形で報告書をいただいています。それほど現地調査がありませんので日数はそれほどかかっていません。

**委員：**特に岩石は現地をよく見ていただかないと、岩石は多様性が多いので、十分な地盤の把握はできないと思います。この表層地質図は、非常に古いデータを使っています。新しいデータがあるはずですが、それを使わないというのはどういう理由なのでしょう。

**事業者：**図書に「準対象事業実施区域及びその周辺の概況」として記載した地質図ですね、古いものを載せた訳ではないですが、採用したものが古いものになってしまったということです。

**委員：**つい最近、地質調査所（国立研究開発法人産業技術総合研究所 地質調査総合センター）が出しました鳥羽図幅というのがあります。このデータは全部、新しい知見が入っています。他の蛇紋岩地帯のデータなどが違ってくると思うのですが、その点については。

**事業者：**地質図は新しい物に差し替えた上で、図書は見直しをさせていただきたいと思います。予測評価は、かなり定性的ですので、大きく内容が変わる形にはならないとは思いますが、そのあたりを配慮した上でもう少し見直したいと思います。

**委員：**特に、植物に影響すると思います。今使われている地質図であれば、蛇紋岩地帯には、そこに特有な植物があります。そういった認識を持って、植物の方の調査をされたかどうかというのも問題になると思いますが、いかがですか。そのデータはどこに載っていますか。

**事業者：**近隣に蛇紋岩植生があるとは調査の前から認識していましたので、それについては配慮しました。事業地から西の方に外れた所の尾根筋に蛇紋岩植生があったことは確認していますが、計画地周辺で蛇紋岩関係の植生は見つかっていません。

**委員：**それから、かんらん岩、蛇紋岩は非常に地滑りが起こりやすい岩石になってますので、その点も配慮していただかないと。一番新しい地質図幅では、そういったことも書いてありますので、十分に見ていただいて、そういった記載もお願いしたいと思います。

それから、尾根筋が変わるという事はありますか。

**事業者：**計画地が尾根まで達していないので、そういった事はございません。

**委員：**現在の尾根は残るという事ですね。

**事業者：**残ります。

**委員：**わかりました。

**事業者：**計画地域内に小さい谷筋、尾根がありますが、それは計画図に示すように切り盛りしますので、基本的には無くなります。ただしこれも景観がらみなのですが、計画地の後背地については、変えないようにと指摘されてる尾根筋がありますので、それについては当然さわってはおりません。敷地内については当然谷筋がある、尾根筋がある。それについては造成工事をして無くなる、という事です。

**委員：**わかりました。

**委員：**生物関係からは離れますが、地元の意見、反対がとても強いという事を感じました。率直な意見として、これだけ住民の方々の反対がある中で、事業をやって、いいことがないのではないかという感想です。実際、鳥羽市長も住民の理解が得られた前提で意見を述べる、という形で意見を述べられています。アセスの手続きは事業の実施を前提としてやっていくという形です。この時点で私は違和感があり、要するに、事業の実施を前提として、こんなふうに行きが進んでいっている事自体が、住民からすると、もし私がここの住民で、反対している立場だとしたら、住民の理解を得ると言いつつ、一方で事業の実施を前提として手続きが進んでいくというのは非常に耐え難いと思います。だからこうして粛々と手続きが進んでいく事自体が、住民の理解を得る事からはかえって遠ざかっているのではないかと考えています。

簡易評価書の冒頭の事業目的でも、三重県の新エネルギービジョンで導入を促進している太陽光発電であると書かれていますが、その上位計画の三重県環境基本計画とも連携していくべきものです。その三重県環境基本計画の目標の1つは、自然と共生して身近な環境を大切にする社会づくりだと書かれていますが、その具体的な施策の中には、森林等の公益的機能の維持とか確保が書かれています。こういった事との整合性がよく分らないです。そのあたりどう考えておられるのかが気になります。

新エネルギービジョンにしても、究極的には地域づくりが狙いになってくると思いますが、やはり住民の方々の理解、ご意見が最大限尊重されるべきだと思います。そのところが、生き物の事の前にすごく違和感があります。

また、私は生態系とか森林が専門なのでと思いますが、鳥羽市は、全国的に見ても人口減少がすごく著しい所で、今後数十年の間にも何万というレベルで人口が減っていく中で、今人が住んでいなくて、しかもそこそこ自然度の高い森林が残っている所を伐採してまで造る意義というのはありますか。

**事業者：**趣旨は十分理解しております。住民との調整、説明会を含め、どのタイミングで行うのかは、私どもの中でも色々意見がある中で、まだ本格的には着手できていないというところではあります。私としてはできるだけ早いタイミングでやっていきたいと考えております。ただ事業の計画が、まだ最終的に設計も含めて確定しきれていない中で、とりあえずまず時間の掛かる環境アセスについては進めておかないといけないという事で、今回この手続きを先に始めたという状況です。その中で、住民の反対意見がすごいという事を日々感じてるところで、そういう意味ではできるだけ早めにそういう対応はしていきたいと、私自身は考えております。

この環境アセスの説明会の中でも、住民の皆さんと接する機会があったので色々ご意見をいただきました。論理的な反対意見も、感情的な反対意見も多々ありますので、そのあたりをどう対応するかというところは、私どもも色々勉強していかないといけないところですが、そこで私自身が申し上げたのは、既成事実をつくってやる事ありきで進めません。まず、タイミングは別にして住民の皆さんからの賛同、ご理解が大前提と考えてます、という事を申し上げましたんで、基本的にはそういうスタンスは、今まで随分お金も使ってきている訳ではございますが、いつでも後戻りができるぐらいのスタンスで、本事業については進めてまいりたいと考えております。

また、森林を伐採してまでやる意義については、色々ご意見がある事は十分理解しております。これも、私どもとしては事業主ですので、当然営利事業としてこれを考えてはいるものの、会社としては、できるだけ再生可能エネルギーというものを日本でもう少しシェアを高くしていくべきだと、そこに寄与したいという思いが強いので、その中で事業性に資するものについて、色々取

捨選択をしながら事業を進めてるところで、この山を削るという事に対してご意見がある事は承知しつつも、ここであれば十分な発電量も、あるいは事業性も担保出来るという事で、進めさせていただいておりますので、委員のご意見は十分分かりつつ、私どもとしてはそういう中で取捨選択をした、とご理解をいただきたいと思います。

**委員：**再生可能エネルギーの割合を高めていきたいといった事はすごくよく分かります。確かにそのとおりだと思うのですが、取捨選択とおっしゃった、じゃあ何を捨てるかというところの中で、この立場からすると生物多様性ですとか、相互作用といったものから考えた時に、これは捨てるのはおかしいのではないかと、他に場所はあるのではないかと、という事を思います。

具体的にこの評価書の事でご質問させていただくと、4-3、動植物や生態系への影響の評価の所で、動植物とか生態系への影響は施設の供用も含めて、長期的に評価すべきだと思うのですが、ここは緑化のところだけに丸がされているように思いますが、造成地の存在や工作物の供用、稼働についても、きちんと評価の対象とすべきだと思います。確か配布資料では丸があったようですが、評価書にはないので、これをきちんとやっていただきたいと思います。

**事業者：**こちらの方は、緑化の部分を含めて書いているので、緑化してる所と、設備の存在、施設完成後の事を書いておりますので、明確に工作物の存在という言葉は出てきませんが、同じような形での評価が必要というか、単に緑化だけという事はおかしいと思いますので、こちらも丸をつけて、後ろの文章にも明確に施設の存在として入れさせていただいた方がいいと考えております。

**委員：**あと、評価書 P6-127 ですが、ここの植生について書かれているところで、潜在自然植生ではなくて、それが失われた後の二次的なシイ・カシ林だから自然度は高くない、だからあまり影響はないんだ、という流れだと思うのですが、潜在自然植生でなかったら自然度は高くないという認識は、間違っていると思います。ここでは、カナメモチーコジイ群集が潜在自然植生だと書かれていますが、シイ・カシ二次林は、基本的には二次林だけでも、比較的潜在自然植生に近い形のものが、今あるという事だと思います。基本的に、県内でも県外でも潜在自然植生がそのままほとんど手つかずで残っている場所というのは、ほとんど無い訳で、そんな中で二次林だから自然度は高くないという記述はどうかだと思います。

二次林といってもシイ・カシ林というのは、生き物の面から見ても生物多様性が高いものだし、なにより三重県全体を眺めた時に、シイ・カシ林がまとまった二次林は、北部や中部ではほとんどありません。小規模なパッチ状にちょっと残っている所はありますが、まとまった面積でシイ・カシ林が残っているのは、やはり南部の方になってくるのではないかと。

そういった常緑広葉樹林というのは、非常に生態系としては豊かな場所だし、植物や昆虫などの相互作用も、多様な場所だと思いますので、自然度があまり高くないような書き方はどうなのかと思います。ここはちょっと改めていただきたいのですが、いかがですか。

**事業者：**一部を取り上げて比較で自然度は高くないという書き方になっている部分がありましたので、地域的な物や、遷移も考えた上で評価し、ここの高くないというのはちょっと言い過ぎかというところもありますので、ここは改めたいと思います。

**委員：**むしろ県内に残っている自然からすると、自然度が高い場所だと思いますし、だからこそこういう所を伐採してやるのはどうなのかと、思っているところです。

次に P6-161、生態系の評価ですが、システムとしての生態系の評価をする時に、個別の指標とする種をあげるのは、まあそうなるかと思いますが、その種への影響に評価が留まるというのは、やはり

おかしいと思います。上位種がこういう影響を受けるので、ではそれに伴って下位の生物にどんな影響があるのか、とか、結果としてその種の生態系がどのような影響を受けるのか、ということの評価する、その為には何か種をあげる、という事だと思います。

ここでニホンジカを典型性の種としてあげられていますが、これも同様に、書かれているのはニホンジカの一集団の生息地が消えるかもしれない、という事です。それを、どう変えていくのかという事が書かれていますが、これは結局このニホンジカの評価でしかない訳です。ニホンジカがここからいなくなるという事しか書かれていないので、じゃあそのニホンジカ一集団が、ここからいなくなるとしたら、それに伴って何が起きるのか、という事をきちんと評価しないとイケないのではないかと思います。

鳥羽市長の意見にも獣害の事が書かれていましたし、住民の意見にもあります。県内どこでも獣害がすごく問題になっている中で、ニホンジカの一集団が、ここから追い出されてどこかにいきますというのはかなり大きな事だと思います。そのシカはどこに行くのか、どこでどうやって暮らして、周りの獣害がどの程度あるのか、そういった事を評価しないのであれば、あまり意味がないと思います。

生態系について重ねてもう一つ言わせてもらうならば、ニホンジカだけをあげるのもちょっとおかしくて、生態系の典型性といった場合には、まず持ってくるのは、そこで一番現存量が大きいもの、やはりまず植物群落がくるべきなのではないかと思っています。ここでは、このシイ・カシ二次林が、かなり割合が大きくて、県南部にまとまって残っている林群と考えるのであれば、ここにニホンジカだけではなく、この事業でパネルを敷き詰める事でまず消える地上の生態系といえ、このシイ・カシ林、森林だと思っているので、それをあげて、それが消える事で、じゃあそこで育まれていた他の動物とか昆虫とか、そういった物がどんな影響を受けるのか、という評価に踏み込むのがこの生態系の評価だと思います。それで、その影響を抑える為には何ができるのか、という事だと思いますので、それをあげるべきだと思います。

**事業者：**おっしゃるとおり、生態系ではなく、単一の種に対する評価としての書き方になっておりますので、植生としてのベースがある植物群落から始まる、その後その他関係する物が出てくる、という書き方がいいのかとは考えておりますので、要するに生態系の中の全体を網羅したものが出てくる様な形で書くように、書き方を改めるように検討させていただきたいと思います。

**委員：**決して、影響は小さくないと思います。小さいという書かれ方をされていますが。きちんとその生態系としての評価をされるべきです。

P6-181、温室効果ガスの排出ですが、事業目的のところ、背景として、温室効果ガスの削減というのが課題となっていると書かれています。その中で、この温室効果ガスの所は、工事中の建設機械の稼働に伴う排出量のみがあげられています。それで、これと三重県全体の排出量と工事中の建設機械の稼働に伴う排出量を比較して、小さいからそれほど影響はない、という事が書かれていますが、事業目的でも温室効果ガスの削減が課題になっているとあげられるのであれば、ここで何が一番排出量に寄与するかというと、建設機械の稼働もあると思いますが、当然、ここに20haの森林の内の60%程度の木がなくなる訳です。その木を全部伐採する事で、その木が固定していたCO<sub>2</sub>由来の炭素はまた排出されますので、それも評価に入れるべきだと思います。

ここに森があるから、幹や枝の中に炭素として固定されていたCO<sub>2</sub>と、もしこの事業がなければ、このシイ・カシ二次林がもっと発達したシイ林に向かって遷移が進んでいく中で、蓄えていくCO<sub>2</sub>があるはずなので、それも含めて評価すべきです。

**事業者：**おっしゃるとおり、工事分として目に見えるものだけの評価とさせていただいております。他の案件でも森林伐採分の評価をされているものもありますので、そこはご意見いただいた様な形で、スタート時からの CO<sub>2</sub> についてはどうなるのか、ということを入れるような形で検討させていただきたいと思います。

**委員：**それをきちんと入れないと、温室効果ガス削減をうたっている割には、たいして関心払ってないよね、と、見る人が見たらそう思うと思いますので、そこはやるべきだと思います。

あと一点、サシバの営巣木から 500m 離れているといった事が書かれてますが、すごく近いと思います。資料では、ちょっと離れていますという表現だったと思いますが、近いです。餌をとる環境は残るからいい、といった書かれ方を、事業で変更してもサシバの営巣環境は残るような事が書かれていましたが、実際営巣するかと考えると、鳥はこんなところは選ばないのではないかと思います。

サシバは今すごく保全が言われている鳥だと思うのですが、扱いがあまりにも雑すぎるというか、これで OK なら何でも OK になるのではないかと、というぐらゐの評価のされ方をしているのではないかと思います。これはやはりずさんな評価だなと、あまり鳥の事は専門ではないですが、思います。

「サシバの保護の進め方」を見ると、事業でどうしてもそこが保全できないのであれば、代償措置として、次に考えるのは、そこと同質の同等の生態系を、事業実施域以外の所で、きちんと責任を持って保全するという事になると思います。そうした代償措置をとる考えがあるのかどうかを聞きたいのですが。

**事業者：**500m 圏内での「サシバの保護の進め方」での「高利用域」として考えたエリアを算出しての評価なのですが、おっしゃるとおり、500m でいいか悪いかというのは、要するに、あくまでも 500m という範囲を利用する事が多いので、そこは必ず守って下さい、という書き方なので、それがいいとはもちろんマニュアルにも書いている訳じゃないという事は認識しております。ですが、周辺の状況として大事である平地の開けた湿地内とか谷浴いは、事業としてはほとんど変更しない所になりますので、おそらく使っている場所としては、こういったところが多いだろうという事を踏まえて、今の予測の書き方とさせていただいている部分ではございます。ちょっとずさんだという事で、ご指摘いただいた所も一応そのあたりももう一度考え直さないといけない部分はあると思いますが、周辺の自然環境がどうしても多い所に造るという事も含めて、どういった環境であるかという事を確認した上で、餌場となる場所がほとんど残るといふ考え方のもとに予測しているところです。

**委員：**このサシバの利用する地域と考えられる所が事業実施エリアとかぶっているのですか。

**事業者：**500m 圏内には、一部西側が、区域の端あたりが、少し 500m の範囲には入る形にはなりますが、実際には一部がかかっているという形で、メインの部分ではなく端の方であり、集中する工事はもっと離れた場所で行われるので、そういった意味では、500m の範囲には、大きな事をする所はもっと離れたところでやるという形になるかとは思いますが、事業地は 500m の端にはかかっているという。

**委員：**そうした時に、「サシバの保護の進め方」の趣旨からすると、やはりちょっとギリギリでやるというのはどうなのかと思います。

**委員：**私は、水生生物や漁業、水産業関係が専門なのですが、さきほど他の委員からの CO<sub>2</sub> 削減量に森林の伐採も含めて考えて下さいという意見と同じですが、もう 1 つ、森林を伐採する事による気温の変化というのが記載されていますが、水温も関係していて、住民意見に対する事業者の見解、P28 の 9-1 や 10-3 で、水産業の方からの意見にもあるように、森が海にもたらしている恩恵というものが

あり、森が伐採されると、その海岸の海の水温と森との関係で、そこに雲ができて雨が降って森の栄養を海に流して、という循環がうまくいってる場所が、鳥羽というところで、鳥羽ってすごくよく雨が降ると思うのですが、そういった自然環境がきちんと作られている。私自身は気象が専門ではないので、ここの森の20haが切られると、どれだけそこで雨の量が減ったり、水温に影響したり、気温がどう変わって、海へ流れる栄養がどう変わるかというのは、計算する方法があるのかどうか分からないですが、ぜひそれを含めて環境影響評価で計算していただけたら、もしそういう計算方法があるのであれば、気象の専門家に聞いていただきたいと思います。

あと、やはり住民さんの意見がこんなにある事業は、あまり無い様に思います。それは、図書の3-65にあるように、鳥羽市は非常に特殊な所だと思います。事業別の就業人口ですと、農林水産業と製造業、多分これ製造業っていうのは加工品とか車とかではなくて、やはり水産加工物とかだと思えます。それと小売業、あと宿泊か飲食サービス業が非常に多い。観光と水産で成り立っている町。つまり「鳥羽市」という、事業所なんだと思います。歴史のある1つの団体として。だからこれだけ皆さんがディフェンスをかけてくるのだと思います。先ほど、道路の話もありましたが、生活の人達への道路交通量の変化、観光客がどのシーズン、どれ位、あの道を通るのか、観光客というのは道路を知らなくて、飛ばしたり止まる場所を知らない、子どもが出て来るところを知らない。そういった道路事情の把握っていうのはされていますか。

**事業者：** 詳細な道路の、年間にわたってどう、というのは、基本データの交通の関係のデータでしか使っておりませんので、そちらの方は把握はしていません。

**委員：** ぜひそれを把握しないと、鳥羽市という観光事業所に来るお客さんに影響しないようにという展開にしてあげないとよくない。

もう1つ、鳥羽市という団体が価値を作り上げてきた人達ですが、そこを改変して、あそこの20haですごく反対されているという事であれば、やはり鳥羽市という観光事業体に対する何かしらの還元、受益還元というんですか、こういうソーラー発電ができて、でもあそこなんか良くなったよねという様な、何かしてあげられそうな事ないでしょうか。

**事業者：** そこは、これから要望を色々聞いていきたいと思っています。実際、例えば長野県の諏訪の方でも、地元貢献という意味で、子どもに対する教育支援とか、そういった事業を私どもとしてさせていただいておまして、今回事業するエリアあるいは鳥羽市に対して、私どもとして、事業を通じてどういう様な貢献ができるのか、という部分については耳を傾けたいと思っていますし、そこに対して何らかの協力を積極的にやる予定です。住民説明の中ではそういった事も含めた上で、ご理解をいただきたいというふうに思っているところです。

**委員：** あと、現地調査をして、簡易評価書には淡水魚はいないと書かれていますが、現地で泳いでいたのを見たのですが、それも含め、レッドリストに載っている生き物だけではなく、多様性という意味ではそういったもの保全してほしいという意見です。

あと、P6-157、そういった事も含めて造成計画範囲の遵守など、色々検討しながら、生息範囲は残しながら、設置していくという事業だと思うのですが、それでも今の計画図を見ると全面にパネルを張ってあるのですが、今なにか青写真はありますか。現地調査して、綺麗なモミジだと思ったので、素晴らしい川、時々枯れると言われましたが、あそこで魚が繁殖しているという事は、あそこで再生産を繰り返してるのだと思います。緑地は残すのかも知れませんが、全体の中で、ここはこう残してこうやってという青写真のようなものはありますか。

**事業者：**そういった事ができればそれに越した事はないと思いますが、まだその段階まで至っていないのが正直なところですよ。精神論としてはおっしゃる事は十分分かっており、残せる物は残したいと思っておりますし、守れるものは守っていく様な方向での対処が出来るのであれば、そういう事もしたいと思っておりますが、いかんせんまだ設計的にもその手前の段階で、山に入っても中々実際私が見てもできあがった図が頭の中で描けないぐらいの状況です。

**委員：**ぜひ、すべて一様に改変するのではなく、残していただいて。住民の人達にとっては、鳥羽を守ってきたというプライドと、伊勢志摩サミットが行われたという誇りをすごく強く持ってらっしゃると思いますので、そのあたりはお互いに歩み寄った事業にさせていただきたいというのが希望です。

**委員：**私も住民の皆さんの事が非常に気になるので、専門外ですが住民の皆さんに反対している方がいっぱいおられると、鳥羽市としても反対であると、市長さんや議会さんもそういう意見を表明していると思うのですが。どういう段階であれば、もう事業を進めていいと判断をされるのですか。

**事業者：**それは難しい問題ですが、基本的には論理的意見に基づく反対というのは当然ありまして、それは例えば先程の山が崩れるとか、洪水がそこで頻発するとかそういう問題とか、あるいは工事中の騒音、安全面そういった問題とか、あるいは、水産業でいうと海に対する影響があるのじゃないとか、そういう反対意見については私どもとしても、論理的な説明をぶつけながらお互いの相互理解が深められるに違いないと、それがしっかりと深められた段階には、そういう私どもの意見を理解してもらった段階で、着手したいと思っておりますが、ただ一方で山の神様がとかですね、そういう意見も勿論ある訳です。別にそれを否定してるとかではなくて、そういうどちらかという昔ながらの伝統ですとか、そういった反対意見というのがありますので、ここについて最終的にどういう判断をするのかということについては、話をしながらタイミングを見て、という事しか言いようがありません。

一方で、まだ住民の皆さんには先程の説明をしきれていないですし、これから話し合わないといけないと思っておりますが、私どもとしてはやはり地域貢献というのを一義に考えておりまして、鳥羽市長は反対だとおっしゃられていましたけど、確かに市議会の方では反対の請願が受けられて、一応それに対して議決をしたという事伺っておりますが、鳥羽市の方は私どもとして、例えば、一番分かりやすい事という固定資産税を含めた納税の問題ですとかそのあたりの話を、徐々に少しずつご理解はいただいているように私は感じております。

今のところ、そういう意味では地域住民あるいは鳥羽市民の皆さんにいかに私どもの事業利益というのを還元して地域活性化に活かしていくかと、当然観光事業体としての鳥羽市でありますので、ただ中々それで先行きが明るい訳じゃないという状況の中で、私どもとして何が出来るのかという事をご提案しながら、ご理解いただきたいというふうに思っています。

**委員：**論理的な反対に対しては単なる説明ではなく、反対意見が正しい事もあるので、それは事業計画を変更するとか、そういった対応は必要だと思います。それとやはり人間には気持ちがありますから、心で納得できるようにでなければ、なかなか進むのは難しいのではないかと思います。

次ですね、西側の流域に調整池を造らないことです。ルールとして、これだけの開発面積だったら、これだけの容量で調整池を造りなさいというのがありますが、全体としては条件を満たしているが、東側のところは過剰なスペックで、西側の所には本来もう1つ造るべきなのに造らない、ということではないですか。

**事業者：**1つは、西側の沢筋の放流先は、東側にある調整池につながってる沢筋がずっとつながってる一筋で、同じ所へ流れます。原則は色々あり、河川流域は変更しないというルールはありますが、基本的にはこの調整池と西側の沢筋は、同じところなんですね、これも計画ごとにどうするかという問題はあるのですが、大きい開発ですとたくさん沢筋があり、全部調整池つくるのかというと、そういうのもできない事はないですけど、原則今のところは同じ流域にいてるので、別であれば当然河川流量の変更はできないので別に造らざるをえないんですが、同じところにいてるので、調整池そのもの1か所造るのに下手すると1億円というような事もありますので、今のところの考えとしては同じ流域なんですよという事で、大きいのを1つのところに雨水排水を入れるというふうな考えを今しております。

**委員：**分かりました。要するに西側の水も、東側の調整池に入るということですか。

**事業者：**東側の調整池には入らずに、東側の調整池の出た所と、沢筋いわゆる沢筋の暗渠に入った水は、区域外の沢筋は残りますので、その水ともうちょっと下流側で一緒になりますという事です。それじゃあ暗渠というのはちょっと言い方あれなんですけど、いわゆる防災的な暗渠については浸透した水を処理しますので、沢筋の底部にありますので、その水は、浸透した水は流れていきます。ただし表面については排水施設を設置しますので、排水施設によって今計画している調整池の方に表面排水は導くというような考えを今しております。

**委員：**つまり浸透した水は暗渠に入るのですか。

**事業者：**そうですね。

**委員：**そういった技術があるのですか。

**事業者：**沢筋の一番下流に、浸透暗渠といいまして、どっちにしても従来元々の沢筋に実は土砂が詰まりますので、そこに有孔管を入れて碎石で巻いて、いわゆる浸透水は速やかに下流に出すと、そこが詰まったりしますと法面の水圧が上がって行って法面の不安定につながるんで、浸透した水は早く下流に流して法面や盛土の安定を図るという事で、一応暗渠排水、今から計画はしますが、盛土の中の地下水を速やかに下げる、防災上の問題なのですが、速やかに下げるような工夫というのは設計の中ではしていきます。

**委員：**そういうものは何年ぐらいもつのですか。この事業は何年間やるのですか。

**事業者：**暗渠排水そのものは、色々なんですけど、古いデータ、昔の住宅都市整備公団の資料などを見ると、そのまま10年、20年経っても有効で、浸透水処理できてるという物もあれば、土質にもよるのかもしれませんが、小さい砂などが入ってくると暗渠その物も目詰まりを起こして、全体としてはその周辺の礫とか一緒に流れてはいるのかもしれませんが、なかなか機能しないというのは、地質にもよって若干やはり変わってくる部分がございます。

**委員：**事業自体は20年間ですか。20年経った時に、この事業地をどのような姿にされるのかというのは、すごく大事な問題で、どのような計画なのかを教えてください。

**事業者：**その時に再生可能エネルギーが国としてどういう位置づけなのかという事にもよってくると思うのですが、一応今のところ20年と言ってるのは、経産省との間の売電価格が、20年、実際これ色々ルールの変更があっという間、いつ竣工できるのかによって期間が短くなるのですが、今のところは18年はいけるだろうというふうに思っています。一応その後は、7円とか8円とかの売電価格で継続できるのであれば継続するという形になると思っておりまして、私どもとしては、耐用年数はどれぐらいか、設備としてどれぐらいもつか、あるいは途中でどういう形で維持管理していくかにもよ

りますけれども、永続的に発電事業をやっていく予定にはしております。

**委員：**そこがよく分からないところです。いつも、買取価格で決まってしまうところだと思うのですが、いずれにせよ、自然の時間からすれば、20年とか30年というのは割と短い期間の話だと思うのですが、最終的にこれもう止めますとあって、そのまま放置するとどうなるのですか。終わった時にどうするのかという事です。もう少し詳しい情報がないとコメントできないですが。

**事業者：**今、申し上げたとおり、基本的には永続的に事業するという予定ではありますが、今おっしゃられた様なケースについてどうするのかについては、ちょっと別途私どもの方で検討して公開とさせていただきます。どこでも廃墟になったビルとかそういうのを放置してというような事はありますが、そういうような懸念がないような形でのご提案をさせていただきます。

**委員：**廃墟になったビルとは全然違うと思います。人が住んでいる所より高い所で、非常に不安定な土質のところ盛土をして、そこが、計画どおり水が流れている間はいいかもかもしれませんが、排水が詰まってきて、100年とか経ってくると、どうなるのかというのは、常にこれを一番住民の皆さんは危惧なさるべき事だと思うし、事業者さんご自分の会社がなくなった後の事もきちんと考えて、事業をできないのであれば、するべきではないと思います。

先程の西側の流域の話に戻りますが、これ強調しておられたのは、上流側は事業地じゃないのですが、という事で、これ、何がしかの工作をそこでなさるのか、影響が及んでくるという事であれば、これは本来事業地とみなすべきなのではないかと思うのですが。あるいは下流の方もなにがしか少しでも触るのであれば、これは事業地ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

**事業者：**後背地の流域の事ですが、基本的に後背地の尾根までは、一応事業者の用地ではあります。ですから、事業地から高い所については、今の所何かをする予定も計画もありませんので、現状の山林のままずっと保存、置いておくという形になります。そこにつきましては先程言いました様に、調整池の計画の時にどうするかという問題、バイパスで調整池の下流に流すのか、調整池の中に入れるのかという問題はあるのですが、いずれにしても基準に基づいて、現況山林として評価をしてですね、雨が降るといような計画はして、バイパスへ通すのか調整池に入れるのかという事にはなると思いますが、あくまでも残留域、事業区域じゃないんですけど、流域としてはあるよという位置づけにはなるかとは思いますが。

**委員：**普通の事業では、事業地の中に入れて、そこが残置森林です、だから改変割合が低いのです、とアピールする方法もあるかと思いますが。買い取っておられるけれども、事業地に入れない理由というのは1つしかないとは私は思っています。普通に考えて、アセスを逃れる為に、この面積にされてるということがもう明らかですね。そういう、本来であれば、もっと丁寧なアセスメントをするべきだと思われる所を、無理やり事業地じゃないよ、ここ、ぎりぎりですやりますよ、と、だから簡易アセスで済ませましようというのが、地元に対する説明を回避する手段の1つにしているというように思います。こういった姿勢が、地元の理解を得てという言葉と、一致しないと思うのですが。

**事業者：**そう取られても仕方ないかもしれませんが、住民説明会の時には、これはあくまで我々としては事業としてやりますので、こういう形の事業面積にしています、という事は正直に申し上げました。当然それに対する不信感を住民が持たれる事は十分承知した上で正直に申し上げた訳ですが、その話とこれはどちらかというと、別にきちんとしたアセスを逃れようというのは別に環境をないがしろにしてるという話ではなく、どちらかというと期間的な問題、時間的な問題の方が大きくて、そういう意味でこういう形を取らざるを得なかったというのが正直なところで、後は本当に中身について先程

ご指摘のあったように、今回の評価書についてまだまだ甘いところがありますので、そのあたりはご指導に従って修正していきたいと思っておりますが、しっかりと住民の皆さんには説明したいと思います。

**委員：** 何というか、非常に正直に言っておられるという事で、そうなのだと思いますが、例えば、この近隣で南伊勢町にもメガソーラーの事業の予定がありまして、これも簡易アセスなのですが、こちらですと猛禽類の調査は一繁殖期やっているとか、もう少し丁寧なんですね、そのルールぎりぎりではなくて、もう少し自主的に、ここは大事なところだから、調べましょうというふうな姿勢が見られるかと、特にこの事業を見た後はそう思います。

例えば、サシバは最近すごく減ってきている鳥で、特にその原因のひとつがメガソーラーにしたいような所に住んでいる、あまり山の方ではなく、放置されているような水田と里山がある様な所が好きですから、まさにこういう事業が続く事が減らしていると私は感じています。保護の気運も高まってきている訳ですが、ここでは営巣木が見つかってます。この具体的な場所を委員だけにでも教えていただかないと、これの保全に関する詳しい意見というのが出せないのですが、教えていただくことは可能ですか。

**事業者：** 保護の観点からという事で、公開されている資料には、県とも相談の上、ポイント等を外したという経緯がありますが、地点は以前に県にお示したところですので、今日は持っておりませんが、その資料の提示は可能です。過去に県に提出したものがあります。

**委員：** 例えばですが、他のアセスでは別冊で、委員に対しては、ここですというのが配布されたりするものですから、そういう配慮をしていただかないと、なかなかサシバが実際にどれ位のところを使っているのかというのが分かりかねるところはあります。

このサシバの生息場所の一部が、事業地にかかっていると考えていますか。

**事業者：** 現地調査の結果において、巣の場所からの 500m の範囲として見た場合で、事業地の西側が少し 500m の範囲にかかるという認識ではあり、500m を全て避けている訳ではないという認識はもちろんありますし、少しだけかかっている部分がある分については、事業地の端の部分であるので、工事としての影響は少しはあると思いますが、非常に少ない部分ではあるというふうに考えております。

**委員：** アセスのルールとしては、これは簡易アセスだから、書類上では最低限クリアできていて、三重県の指導で猛禽類の調査を少ししているという事かと思うのですが、アセスから離れて考えてみると、サシバは三重県指定希少動植物種になっており、その生息地の改変はやはり一定の評価が必要です。そうすると、正確にどういう所を生息地と捉えるかというのは非常に重要な問題で、営巣木から 500m だから、ではなく、サシバについては調べなければいけないんじゃないかと思います。数日ではなく。そうでないと県としては許可を出すべきではないと思います。分からないのに OK、いるけどよく分からないから OK ですと、もし、県が言ったら県の怠慢だと私は思います。どうですか、県の許可を得る前に調べるべきだと思うのですが、どうですか。

**事業者：** 実際には、どこまで何を利用しているかというところまでは、調査期間がこの短い期間なので、調べきれっていないというのは認識しております。許可手続きに関しましては、県の方と相談しないといけないとは思っています。

**委員：** 鳥の生息場所は、どこからどこまでというのは難しい問題ではありますが、丁寧に調べていただいて、例えば、飛ぶ範囲であるとか、餌をとる範囲であるとか、多分この東側の調整池の下の湿地のあたりは餌場になっていると思いますし、そういう事をよく調べていただいて、改変の許可を取る

とか、そういう判断をしていただきたいと思います。他の委員も言っておられた、生物に対する施設の、特に供用時の評価、騒音とかそういう問題ではなく、供用し続けている限り生息地自体が無くなるという事を、評価するべきではないかと思っているのですが、いかがですか。

**事業者：**おっしゃるとおりで、工事した場所をすぐに元に戻す訳ではなく、供用時の方が長いので、他の委員の方もおっしゃってましたけども、供用時にも評価に入れる形で、そこに沿ってさせていただきたいと思います。

**委員：**これは全面的に考え直していただきたいと思います。

もう1つ言わせていただくと、特に鳥は凄く賢いというのはご存知ですよね。鳥って賢いから、今まで利用していた範囲は改變しないとしても、そのすぐ隣が全く今まで見た事がない異質な人工物の海になってしまっている、そうなるとうやはりその近くは使わないと私は思います。鳥を知っている人だったら皆そう思うと思いますよ。そういう近くに人工物ができる事自体の悪影響というものも考えて、特にサシバとかそういう希少な動物、高等な動物については評価していただきたいと思います。

**委員：**幹事からの意見に対する事業者見解のところ、これは間違った見解かと思しますので、コメントさせていただきたい。P28の一番上です。9-1「事業の実施に伴い森林の伐採等により、一時的に流域河川の水質の變化が起こる」となっていますが、一時的ではないという事だけは理解して下さい。改變した表土を緑地化して、河川の状況や水の状況が、海に流れるミネラルなどが元に戻るという事は全くあり得ないです。長年積み重なってきた枯葉などが、土の中に入って行って、そういうミネラルがうまく循環して今の状況があつて、そこの根っこから木々を一回全部抜き去って、緑地化したところの水だけで、また元に戻るという見解は間違っています、という意見をさせて下さい。

**事務局（地球温暖化対策課）：**先ほど委員からご指摘がありました、サシバの件ですが、営巣木の位置については、別途事業者からの資料をお示しして、その上で小委員会として、他のご意見と合わせ、どのようなかたちで事業者に意見を出すかを、ご相談させていただきたい。

**委員長：**ありがとうございます。

**幹事（ものづくり・イノベーション課）：**委員の皆様からのご指摘があつたとおり、地域住民への理解に関してですが、やはり地域住民の理解ありきで事業は成立するものだと思っておりますので、本当はもっと前段階から説明を行うべきだと思うのですが、これからきちんと住民の立場に立っていただいて、誠意をもって対応していただき理解を得ていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**事業者：**誰よりも一番心がけておりますので、頑張つてまいりたいと思います。